

河川流下能力向上対策事業費

事業目標の考え方(事業目標設定時)

河川堆積土及び支障木の対策が必要な箇所のうち、ボトルネックになっている屈曲部や橋梁部、市街地や要配慮者利用施設に影響がある箇所をさらに河道閉塞率を実施基準として箇所を選定しており、平成33年まで効率的かつ計画的に実施できるよう勘案して設定している。

事業所管部局による評価・検証（平成29年度）

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨の増加や、河川内の経年的な堆積土と支障木の増加に伴う河積阻害の拡大等による洪水被害を防ぐため、早期対策を図る必要がある。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	経費については、業務実施に必要不可欠な費用に限定している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	A	
役割分担の妥当性	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	—	
	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	
今後改善の点課題等	計画的な事業実施を継続しながらより効率的な対策の確立を推進していく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A:目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B:目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C:改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

—:該当しない